

九運鉄安第126号
令和2年2月25日

管内鉄軌道事業者 担当部長 殿

九州運輸局鉄道部長
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染症対策の再徹底について（要請）

標記について、令和2年2月24日付け、国鉄総第392号をもって、鉄道局
総務課長より別添のとおり通達があったので、了知されたい。

九州運輸局鉄道部長 殿

鉄道局総務課長
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染症対策の再徹底について（要請）

令和2年2月22日付事務連絡により、新型コロナウイルスの感染症対策を再徹底してきたところですが、本日、相模原市より鉄道職員が感染したことが公表されました。

こうした厳しい状況等を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るため、所管の鉄軌道事業者に対し、下記のとおり、対策を改めて徹底いただくとともに、車内放送等への協力を要請していただきますようお願いいたします。

記

- 従業員に対して、マスクの着用や手洗いなどの感染症対策を徹底すること
- 始業点呼時等に、乗務員や駅係員等に咳や発熱等の症状の有無を確認するなどにより、健康状態を確実に把握すること
- 従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局鉄道部に対し報告を行うこと
- 利用者に対する感染症対策の周知、新幹線駅や多くの人が利用する在来線の主要駅の構内におけるアルコール消毒液の設置等の利用者に係る感染症対策を実施すること
- 車内や駅構内の放送等を通じて、テレワークや時差通勤等の呼びかけを行うこと
(放送文案(例))

- ・国土交通省、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです。
- ・混雑した鉄道車両内は一般的に感染を拡大させるリスクが高いことから、車両混雑を緩和することが有効です。このため、乗客の皆様においては、テレワークや時差通勤といった取組を積極的に行っていただきますようお願い申し上げます。
- ・手洗い、アルコール消毒や、咳エチケットは、感染症対策の基本です。このため、乗客の皆様においては、駅構内や車両内におけるこれらの取組へのご協力をお願い申し上げます。

